



# SAITAMA



埼玉県のマスコット「コバトン」

# 精神保健福祉だより

埼玉県立精神保健福祉センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>  
埼玉県立精神医療センター <http://www.pref.saitama.lg.jp/A80/BA04/top.htm>  
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 TEL 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550

C  
O  
N  
T  
E  
N  
T  
S

1. 発達障害について
  - ①発達障害の理解と、発達障害者の支援（発達障害者支援法より）  
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」センター長 藤平俊幸 …… 1
  - ②埼玉県発達障害者支援センターの事業内容について  
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」主任相談員 水野 努 …… 3
2. 県内精神保健福祉関係機関紹介シリーズ
  - ①埼玉県精神科病院協会のあらまし  
埼玉県精神科病院協会会長 山口現朗 …… 6
  - ②埼玉県精神神経科診療所協会の紹介  
埼玉県精神神経科診療所協会会長 恵 智彦 …… 7
3. 自立支援医療（精神通院）制度の改正について  
精神医療福祉審査担当 …… 8
4. イベント情報 …… 10
  - ①SAITAMA心の健康フェスティバルIN秩父
  - ②暮らしとこころの総合相談会

# No.70

平成22年2月

※当たよりは、埼玉県立精神保健福祉センターのホームページから、全文ダウンロードできます。  
是非、ご利用ください。  
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>)  
なお、3月19日からホームページのアドレスが下記のとおり変更になります。  
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g12>)

## 1. 発達障害について

### ① 発達障害の理解と、発達障害者の支援（発達障害者支援法より）

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」 センター長 藤平俊幸

#### 1. はじめに

平成17年4月、発達障害者支援法（以下「支援法」という）が施行され、これまで障害者支援の対象としては明確にされなかった自閉症や特異的発達障害を持つ方、障害者支援サービスが必要でありながら受ける機会が得られなかった「発達障害者」についてもサービスの対象となることが成文化されました。これを契機に、埼玉県においても発達障害者支援体制整備事業などの発達障害者支援に関する事業が実施され、今日に至っています。

学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」としています。

支援法に基づき、支援法施行令(政令)及び厚生労働省令において定められた発達障害とは、ICD-10：精神及び行動の障害（WHO）に示される障害です。（※1）

ここで留意しておくべきことは、一般に発達障害は、脳性まひや知的障害など広く子どもの発達にかかわる「症状」を示すのに対して、この法律では発達障害の「範囲」を明らかにしているという点です。

#### 2. 発達障害とは

支援法第2条第1項では、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、

主な発達障害としては、自閉症を中核とした『広汎性発達障害』があり、これには①相互的な社会関係の質的障害、②コミュニケーションの質的障害、③狭く反復性のある常同的な行動と関心、活

動によって特徴づけられる障害（三つ組み）があります。

また学力や会話や運動機能などの一部に、全般の発達状態に見合わない程の極端な苦手さを示す『特異的発達障害』、さらに、全般の発達状態と比較して極端な不注意や行動調節の困難さを示す『多動症候群』などがあり、どれも発達期早期に症状が確認される脳機能の障害というと考え方がされています。

また、ICD-10では、心理発達の障害（F 8）の共通する特徴として、次第に軽快することがあると記載されています。障害そのものについては治療は困難ですが、社会適応については、今日適切な環境下では個々の発達状態に応じ、徐々に良好な方向を示すと考えられています。

（※1）ICD-10：国際疾病分類第10版

### 3. 発達障害者とは

支援法第2条第2項で、発達障害者を「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障害児とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう」と定めています。これは障害者基本法（※2）に従って定義しており、障害者支援サービスの必要性を示しています。

（※2）障害者基本法における「障害者」とは、身体障害、知的障害及び精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を言う。

### 4. 埼玉県発達障害者支援センター

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」（以下「まほろば」）は、平成14年10月、自閉症・発達障害支援センターとして、埼玉県から社会福祉法人けやきの郷が受託し事業を開始しました。「自閉症・発達障害支援センター事業」は、平成14年、

厚生労働省の予算化により、当初埼玉県を含め全国に12ヶ所のセンターが発足、平成17年に支援法の下、現在の名称に変更されています。

発達障害者支援センターは、全国の都道府県及び政令指定都市に設置されています。（平成22年1月現在64ヶ所）

事業内容は、①発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援、②発達支援、③就労支援、④関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修、⑤関係施設・機関等の連携などです。職員数は当初、その自治体規模にかかわらず4名（自治体により異なり、埼玉県は平成19年度から5名体制）と小さなセンターであり、事業内容の広さに比べマンパワーの不足は否めません。それぞれが目標を絞りつつ対応している現状があります。

また、障害者自立支援法においては発達障害者支援センターは「都道府県が行う広域的で専門性の高い相談支援事業」に位置づけられていることから、地域の実情を踏まえながら、市町村や支援機関と協力し支えることが目標となります。

「まほろば」では、センター事業を大きく2つの柱に分けて目標としています。1つは相談に関する事業として相談支援・発達支援・就労支援事業を位置づけ、2つ目は地域支援機関など支援に関わる関係者の育成と地域機関への協力体制の確立です。相談については、まず発達障害に関する相談を受け付けられる場所として、またできるだけ地域で支援が受けられることを目標とし、支援者からの相談にも対応できるように考えております。合わせて理解や支援のスキルアップに向けた研修を企画運営し、また関係機関の情報共有に向けた巡回指導事業などを通じ、支援者育成及び支援機関連携など、地域支援の拡充に向けた市町村の体制整備への応援を事業目標に据えています。

### 5. 発達障害者の支援と課題

「まほろば」を訪れる相談者は年々増加してい

ます。ご相談の対象となる方の年齢も幼児期から成人期まで幅広く、ご相談者は本人、家族、そして福祉や教育で支える方々、会社の上司などそれぞれの課題も様々です。

障害者支援の立場では、発達障害をお持ちの方も全ての方々と同様に、身体や知的障害、成長過程には精神の障害などを併せ持つことがあることも含めて考えなければなりません。

障害者サービスにおいては、これまでの三障害（身体・知的・精神）のサービスをもとに、支援体制の整備と支援技術の向上が求められています。障害者支援としては、対象の年齢、障害の程度、支援の場所など、あるいは障害者支援を求めない方々を含めた地域福祉などの向上にも目を向けながら、様々な分野の実践家、専門家の協力と連携が必要であることを実感しています。

## 6. おわりに

平成19年12月、国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択されました。これを受けて国内にも「日本世界自閉症啓発デー実行委員会」が厚生労働省・日本自閉症協会を中心に組織され、平成21年度からは日本世界自閉症啓発デーシンポジウムが開催されています。

また、4月2日から4月8日までの1週間を「発達障害啓発週間」と定め、自治体や発達障害に関わる諸団体により各地で啓発イベントが開かれています。埼玉県においても同様であり、ぜひこの機会に多くの方が発達障害とその支援についてご理解を深められること、そして多くの実践家や専門家の方々の協力のもとに、発達障害者支援が促進されることを心から願っております。

## ②埼玉県発達障害者支援センターの事業内容について

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」 主任相談員 水野 努

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」（以下「まほろば」）においては、相談支援に関わる事業と、普及啓発及び研修事業を大きな柱として事業を行っております。ここでは、この事業内容について、ご報告いたします。

### 1. 相談支援事業について

発達障害者支援センターの相談に関わる事業としては、相談支援・発達支援・就労支援事業と位置づけられておりますが、相談支援全般（発達相談・就労相談）としてお話を進めて参ります。

#### (1) 相談件数や相談内容として

平成14年10月に「自閉症・発達障害者支援センター」として事業を開始してから、今年度で、7年目を迎えております。地域の皆様に、発達障害に関する障害特性や、発達障害者支援センターの情報が広がる中、「まほろば」に寄せられる相談の数も増加の一途を辿っております。

相談内容も、相談対象者の様々な生活状況も含めまして、主訴として絞りきれないのが現状ではありますが、主な内容を挙げますと、「家庭生活に関すること」「就労に関すること」「地域生活に関すること」になります。



### ①「家庭生活に関すること」

お子様との関わり方や接し方に関することが相談内容の中心となります。相談の対象者によって、お困りになる状況も様々ですが、「身辺面（食事・睡眠・排泄等）に関すること」「不適応な行動に関すること」「言葉を通じたコミュニケーションの取り方に関すること」などがあります。

### ②「就労に関すること」

青年期、成人期の方々を中心に、多くの相談をお受けしております。相談の内容は、これから働くことを目指された就労相談もありますが、現在、就労中の方が、職場での困り事を主訴として相談をお受けする場合があります。「まほろば」においては、直接的な就労支援を行う機能がありませんので、就労相談という位置づけの基、地域の就労支援機関の紹介、または連絡を取りながら、発達障害者への就労支援を進めていくことを心がけております。

### ③「地域生活に関すること」

地域における福祉サービスや、各分野における支援機関等の地域情報に関する相談になります。ご家族の生活状況やご本人の状態によって、求められている支援も様々ではありますが、ご家庭だけでは抱えきれない生活上の困難さも伺えるところでもあります。

## (2) 相談対象者の状況

次に、相談の対象者の状況について、平成20年度の相談事業実績からご報告致します。

### ①年齢層から

相談の年齢層をみますと、幼児期から成人期に至る、各年齢層から相談をお受けしております。年齢段階の幅の広さもありますが、成人期の方々からの相談が多く、増加傾向にあります。

### ②診断名別から

医師による診断を受けられた方の中で、診断名別にみますと、自閉症圏障害（自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害）の診断をもたれる方々からの相談が約7割を占めております。また、知的な遅れを伴わない方々からの相談が多くを占めております。ただ、知的な遅れを伴う方、伴わない方と、生活上の困難さについては、それぞれの実状と、それぞれの支援の必要性が伺えます。よって、「まほろば」としても、その状況を常に認識しながら、相談を進めております。

また、近年の増加傾向の一つに伺えるところは、発達障害の診断をもたれない方々からの相談になります。お子様の様子、あるいは、ご自身のことを心配される様子も多く、発達障害者支援センターに相談をいただくことが増えております。「まほろば」としては、相談機関という立場の中で、相談者の生活上の困りごとを伺わせていただき、今後の進め方、生活のあり方などについて、一緒に考えさせていただいております。

### ③依頼者別から

相談の多くは、ご家族及びご本人から寄せられておりますが、「まほろば」では、発達障害者への支援に携わる支援者や関係機関の方々からも相談をお受けしております。発達障害者の方々が地域生活を進める際には、関係機関や関係施設等の支援者によるサポートは欠かすことは出来ず、支援者の支えがあつてこそ、発達障害者とその家族への地域生活がますます充実した内容になって参ります。ただ、支援者の方々も、悩みや困難さを抱えながら懸命に支援に携わっておりますので、支援者からの相談をお受けすることも大切な役割として認識しております。

## 2. 普及啓発活動及び研修事業について

「まほろば」におけるもう一つの事業の柱とし

て、普及啓発及び研修事業があります。研修形態は、「まほろば」が主催となり実施する研修会と、講師依頼を受けて行う事業所内研修（外部研修）があります。

#### ①主催研修（一般研修）

普及啓発を目的として、どなたでも参加いただける「一般研修」があります。これまで開催した研修会から振り返りますと、「発達障害の支援・施策について」「発達障害者と特別支援教育」「発達障害者と就労支援」などをテーマに掲げて実施しております。

#### ②主催研修（対象者別研修）

支援者の方々それぞれの立場や役割に応じて研修内容を組み立てる「対象者別研修」があります。研修テーマとしては、「幼児期における家族支援」「特別支援教育のあり方」「成人期における施設生活支援」「発達障害者の地域生活支援」「発達障害と医療」などがあります。テーマによっては、事例検討会も取り入れ、具体的なケースを通じた研修会も実施しております。徐々に、参加者からいただく事例数も増えており、継続して参りたいと考えております。研修会の情報は、各事業所へのご案内の他、「まほろば」のホームページでも掲載して参ります。

### 3. その他の事業として

#### ①関係機関との連携

関係機関の皆様との連携による支援体制の確立も大きな役割と考え、各種企画されます会議や個別支援の為の調整会議への参加、施設や学校に対する機関コンサルテーションの実施なども大切な事業の一つとして実施しております。

#### ②地域巡回相談支援事業

平成19年度より、埼玉県内の障害保健福祉圏域

（10カ所）を対象エリアとして、それぞれの市町村において活動される保健、福祉、教育など、対象年齢に関らず、相談支援業務を担当される方々を対象に、地域巡回相談支援指導事業も実施しております。内容は、情報提供、情報共有、研修となります。発達障害者の方々やそのご家族が、身近な相談機関や相談場面を利用することで、その方々の地域生活が進められていくことを大きな目標としております。対象年齢を超えた支援者同士のネットワーク作りの場として、また、「まほろば」と地域の方々との支援連携体制・協力体制の確立にも繋がる重要な場面とも考えております。

### 4. 最後に

「まほろば」は、埼玉県より社会福祉法人けやきの郷が委託を受けて事業を実施しております。社会福祉法人けやきの郷は、自閉症圏障害の方々が9割以上利用されている福祉施設になります。中でも、木製パレットを製作する「やまびこ製作所（利用者：24名）」は、全て自閉症をもつ方々が働く福祉工場（現、就労継続支援A型）です。誇らしげな顔で、生き生きと働く姿を、何かの機会には是非ご覧いただきたいと思っております。「まほろば」は、自閉症圏障害の方々への支援やご家族との歩みの中で培った様々な自閉症者支援に関する情報も含めて、地域の方々に情報発信を行いたいと考えております。

自閉症などの発達障害をもたれる方とご家族、支援者の方々とが一体になりながら、それぞれの地域において生活を送られるよう、市町村、地域機関の皆様と協力のもと、事業を進めて参りたいと存じます。引き続き、関係機関の皆様のお力添えのほど宜しくお願い致します。



# 2. 県内精神保健福祉関係機関紹介シリーズ

## ① 埼玉県精神科病院協会のあらまし

埼玉県精神科病院協会 会長 山口現朗

### 1. 協会の設立

昭和40年に県内の精神科病院が28病院となり、県内精神科病院をめぐる諸問題への対応、さらには行政との折衝窓口が必要となり結成されました。

現在の会員数は41病院であり、埼玉県立精神医療センターには平成2年開設と同時にご入会いただいております。

当協会には、専門委員会として総務委員会・医療問題検討委員会・学術委員会・看護コメディカル委員会及び精神科救急医療システム委員会があり、部会としては栄養士部会・作業療法士部会・P S W部会・薬剤師部会及び看護師部会を設置しております。

### 2. 主な事業活動

#### (1) 精神科救急医療事業

当協会が柱としている事業は、埼玉県より委託されている精神科救急医療事業であります。当事業は協会の全会員参加を原則としておりますが、現在は37会員病院が参加して輪番体制で臨んでおります。

平成4年11月に県衛生部から「精神科救急医療体制」についての説明と協力要請を受け、協会のなかに「精神科救急医療対策委員会」を設置し検討を重ね、平成5年11月より平日昼間のみ1日4指定病院で「精神科緊急医療事業」としてスタートしました。その後、平成8年11月から休日昼間の「精神科救急医療事業」を開始し、「精神科緊急医療事業」を休日昼間まで拡大し、さらに平成15年11月からは新たに「精神科救急医療システム事業」として夜間10時までに延長しました。今年度4月からは夜間10時以降の精神科救急に対応する常時対応施設が指定され、やっと県内精神科救急の24時間体制が出来上がりました。

輪番病院は、平日（月～金）の昼間は指定病院4病院、休日（土曜日及び日曜日、祝日、年末年始）の昼間は指定病院2病院、夜間は指定病院2病院若しくは指定病院と非指定病院各1病院としております。

輪番日は予め各会員病院の事業参加可能日を問い合わせしておき、それを参考に、毎月事務局にて輪番案を作成して各会員病院に通知し調整の上決

めております。

当初は輪番の可能な日が偏り、特に休日の昼間及び夜間の輪番の空白がかなり生じ輪番を組む上で苦慮しましたが、会員の中でスーパー救急の制度を取得した病院があり、それらの会員では何時でも輪番が可能という申し出があるため、休日の昼間及び夜間の輪番が大変組み易くなっております。さらに前記のように本年4月から埼玉県立精神医療センターと埼玉医科大学が常時対応施設として指定され、会員に無理なく輪番を組めるようになりました。

輪番担当料は、東京都や兵庫県等と比較しますと驚くほど低額であります。埼玉県の精神科救急医療を守るために赤字覚悟で取り組んでおります。

#### (2) 埼精協こころの電話相談室

平成7年10月に「埼精協こころの電話相談室」を開設し、悩みやストレスを抱えている方々からの電話相談を実施しております。

ここ3年の実績は、平成19年は159件、平成20年は197件、平成21年は295件と、相談件数は急増しております。

協会に専用電話番号（048-834-4040）を設置し、祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後3時まで、会員病院が輪番で所属の医師、心理士、精神保健福祉士及び看護師等が相談に応じております。

電話相談者は若干女性が多く、また、相談者の10%前後の方々に入院歴が、50%弱の方々に通院歴がありました。相談内容は、病気に関するもの、受診に関するものが増えております。

### 3. むすび

当協会の設立の目的は、県内の精神科病院及び精神科を有する一般病院の施設・経営の向上を図り、社会福祉の増進に貢献すると共に、会員相互の協調親睦を図り、緊密な連携のもとに精神保健業務を円滑に推進することにあります。

県内の精神保健医療活動を円滑に推進していくには埼玉県立精神医療センター及び埼玉県立精神保健福祉センターとの連携が大切であります。今後も連携強化に努めていく所存であります。



## ② 埼玉県精神神経科診療所協会の紹介

埼玉県精神神経科診療所協会 会長 恵 智彦

当協会（略して埼精診）は平成3年3月13日埼玉県内に開業する13名の精神科診療所の医師が集まり、情報交換、懇親等を目的として集まったのが発端となり設立しました。平成6年4月10日には日本精神神経科診療所協会（略して日精診）の埼玉県支部として、日精診の役員、医師会長、県内の行政、福祉機関、精神科病院、大学の精神科等関連のご来賓の出席のもと、盛大に設立総会が開かれました。この時の会員数は25名でした。その後、平成22年1月現在60名の会員で活動しております。

年々社会構造が複雑に変化し、政治的、経済的状况に人々の生活や精神が大きく翻弄され、診療所を訪れる患者さんも様々な影響を受けています。診察室では、まるで社会の縮図を見る思いで患者さんと向き合う毎日です。「会社をくびになった」「仕事が忙しくて休めず、心身ともに疲れきって不眠やうつ状態になった」「職場の人間関係がギスギスしてとても出勤できない」等、様々な問題を抱えています。当然家族もその影響を受け混乱します。うつ状態から自殺念慮や自殺企図におよぶ深刻なケースもあります。

また、不登校から家庭内引きこもりになり、重い精神疾患に罹患しているのにもかかわらず、精神科未受診の患者がかなり増えていることも日精診のアンケート調査からわかってきております。

外来に来院する患者さんは、男女・年齢を問わず、不安や心身の不調を訴える神経症レベルからうつ病、統合失調症、高齢者の認知症、児童の発達障害等と様々です。埼精診の会員も最近は機能分化し、それぞれの会員の得意分野で活躍する傾向も生まれてきました。しかしながら、患者さんの層は間口が広く、奥行きが深いので、当然診療所のみでは対応困難なため、病院や福祉機関、行政（保健所・児童相談所等）等との連携が欠かせません。定期的なケース検討が可能になることを期待しています。

日精診では日精診版ケースマネジメントの開発・研究に取り組み、この度その研究成果とシートを関連各機関に配布いたしました。元県精神保健福祉センターの野中猛先生他2名の先生のご協力を得て、厚生科学研究の助成金をいただき作成いたしました。まだ改善点が多々ありますが、現在日精診の100の診療所が引き続き実践を深めているところです。この研究をとおして、多問題、複雑、困難ケースが多数あることに驚かされました。

また、日精診は公益法人化を目指しており、埼精診としては、その支部として従来から毎年市民向けの講座を開いてきました。一昨年12月には「発達障害はどこまでわかったか？－脳科学の到達点－ 講師：お茶の水女子大学榊原洋一教授」、昨年10月には「子どもの虐待と傷つく脳 講師：熊本大学大学院友田明美准教授」のお話をいただき、多数の関連各機関の職員や市民に参加していただきました。

県の精神医療にとって、重要な課題の一つに精神科救急医療システムがあります。埼精診では平日（月～金）の17時から22時までの準夜帯を当初より担ってきました。さらに県からの要請もあり、平成21年度より、緊急措置入院の精神保健診察業務（精神保健指定医待機事業）を担うこととなりました。また定期的に行われる精神科救急システム運営会議には、引き続き埼精診理事が出席しております。

先ほど述べましたが、深刻な自殺が一向に減少しない現実に、国はようやく重い腰をあげ、自殺対策に乗り出しました。埼精診としては、2年前より、会員に通院患者の自殺の実態把握のための基礎的調査を行っております。結果については、県医師会誌716号に投稿してあります。今年度からは、いよいよその調査結果を基に現場の実践にどう役立てられるかという段階です。

# 3. 自立支援医療（精神通院）制度の改正について

精神医療福祉審査担当

## 1 はじめに

自立支援医療（精神通院）制度は、精神障害を持つ方の心身の障害の状態を軽減する医療の普及を図るために、医療費の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。この制度の対象になると、医療費の自己負担額が原則3割のところ原則1割に軽減されます。（図1）

この制度の前身は、昭和40年の精神衛生法の改正により創設され、平成17年度末まで精神保健福祉法に規定されていた精神障害者通院医療費公費負担制度でした。平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、自立支援医療費（精神通院）支給認定制度となりました。

県内（さいたま市を除く）の自立支援医療の受給者数は平成21年12月末現在で51,659人です。受給者数は、自立支援医療制度がスタートする直前の平成17年度末から平成19年度末までは横ばいでしたが、平成20年度以降は受給者数が増えてきています。

制度を使うためには、お住まいの市町村の担当窓口申請していただきます。当センターでは、自立支援医療費の支給認定の業務等を行っています。

なお、さいたま市内に居住されている方の場合、申請窓口はさいたま市内の各区役所になります。

自立支援医療制度を継続して利用するためには、1年ごとに更新の手続きが必要です。今回この更新の手続きについて変更がありましたので、お知らせします。

### （図1）費用負担の割合

自立支援医療制度の対象となる医療に要した医療費

医療保険負担分（原則7割）	公費負担分	自己負担額（※）
---------------	-------	----------

※原則1割ですが、課税状況及び病状により自己負担上限額が段階的に定められています。詳しくはお住まいの市町村の窓口又は当センターまでお問い合わせください。

## 2 再認定申請書に添付する意見書の提出が原則2年に1度（隔年）になります

自立支援医療の支給認定を受けるためには、①自立支援医療費（精神通院）支給申請書、②意見書（自立支援医療 精神通院用）、③その他（世帯や所得を確認する資料）をお住まいの市町村窓口提出していただきます。

市町村の窓口提出された書類は、当センターに送られ、当センターで認定の業務を行った後、自立支援医療受給者証が市町村に送られ、受給者に交付されます。このため申請から受給者証の交付まで1か月半ほどかかります。

自立支援医療受給者証については有効期間が1年のため、継続してこの制度の対象となるためには毎年手続きが必要です。これを再認定申請と言います。

今回の改正は、この再認定申請に関するものです。従来は、毎年の再認定申請に必ず意見書を添付しなければなりませんでした。次の（表1）の条件を満たす場合には、意見書の添付が不要となります。

（表1）意見書の添付が不要となる場合

①	平成22年4月1日以降に支給認定の有効期間が開始する再認定（継続）申請である
②	前年に意見書又は手帳用診断書を添付して申請を行っている
③	申請日において、継続的な通院による治療を必要とする程度の状態である

具体例をご覧ください。例1では、平成21年度に意見書を添付して申請したので、平成22年度の申請時には意見書を添付せずに申請できます。平成22年度の申請に意見書を添付していない場合には、平成23年度の申請の際に意見書を添付して申請しなければなりません。このように、平成22年



度以降は、申請は従来どおり毎年必要ですが、意見書を2年に1度添付すればよいこととなります。

ただし、医療機関が意見書の添付が必要であると判断した場合には、前年度に意見書を添付して申請していても次回の申請に意見書の添付が必要です。御注意ください。

なお、再認定申請は有効期間が切れる3か月前からできます。また、有効期間を1か月以上過ぎてから申請する場合には、改めて新規での申請をしていただくこととなります。この新規申請の場合、前年度に意見書を添付して申請していても、意見書の添付が必要となります。再認定申請の手続を忘れることのないように御注意ください。

自立支援医療制度と並んで、精神障害のある方の医療福祉サービスに精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」と言います）があります。例2は、自立支援医療と手帳を同時に申請する場合です。手帳については2年ごとに更新の手続が必要ですので、手帳用診断書で手帳を申請する場合には、2年ごとに手帳用診断書を提出することとなります。この際、手帳と同時に自立支援医療を申請すれば、意見書の提出が不要となります。

#### 例1 自立支援医療のみの申請の場合

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
医療	意見書添付	意見書不要	意見書添付	意見書不要

#### 例2 自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
医療	手帳用診断書添付により意見書は不要	意見書不要	手帳用診断書添付により意見書は不要	意見書不要
手帳	手帳用診断書添付		手帳用診断書添付	

今回の変更に伴い、平成22年1月末以降に発行する受給者証については、次回の申請時の際に意見書の添付が必要かどうかわかるように、「今回

の申請書への意見書（診断書）の添付の有無」の欄を追加し、次の表2のいずれかの文言を記載します。

表2 受給者証に記載される文言

欄に記載される文言	その意味
<b>有</b> (次回再認定申請時意見書不要)	今回の申請に意見書又は手帳用診断書を添付したため、次回の継続申請に意見書の添付が原則不要です。
<b>無</b> (次回再認定申請時意見書又は手帳用診断書必要)	今回の申請には意見書を添付していないため、次回の継続申請に意見書又は手帳用診断書の添付が必要です。

さらに、自立支援医療の有効期間の満了日を手帳の有効期間の満了日に合わせるため、受給者が受給者証の有効期間の短縮を希望する場合は、手帳の申請時に有効期間の変更申請ができます。詳しくはお住まいの市町村窓口又は当センターまでお問い合わせください。

### 3 おわりに

自立支援医療制度については、平成21年4月に一定所得以上の方の経過的特例が延長され、またこの平成22年4月からの再認定申請については申請書に添付する意見書の提出が2年に1度になる等、制度の改正が度々行われています。

制度改正がある場合には、速やかに関係機関に情報提供し、円滑な事務処理に努めていきます。今後とも、御協力のほどお願い申し上げます。



# SAITAMA 心の健康フェスティバル IN 秩父

**日時** 平成22年3月6日(土) 13:00～16:00 (開場12:00)

**会場** 秩父宮記念市民会館 大ホール (埼玉県秩父市熊木町8-18)  
(秩父鉄道 御花畑駅から徒歩3分) または (西武鉄道 西武秩父駅から徒歩4分)

**テーマ** 「明日へ歩もう～認知症とともに～」

**内容** (プログラム)

- 第1部講演「認知症の理解と対応」  
講師 黒澤尚氏 (日本医科大学名誉教授)
- ミニコンサート「グルーポ・マニャーナ」
- 第2部講演「認知症の妻と生きて」  
講師 長門裕之氏 (俳優)

\*社会復帰施設等による展示即売会も行います。

**定員** 1,000名

※インフルエンザ等の流行により予告なく中止とする場合があります。  
※定員を超えた場合は入場をお断りします。

**その他** (1) 当日先着順・申込不要・入場無料・手話通訳あり  
(2) 駐車場は数が少ないため、公共交通機関の利用を推奨します。

認知症の症状がみられる妻で女優の故南田洋子さんを介護する日々を送ってこられました。介護の現実や想い、生きることの大切さなど心に響くお話をさせていただきます。



## 暮らしとこころの総合相談会

弁護士・司法書士・社会福祉士等による多重債務・生活・失業相談および保健師・精神保健福祉士・臨床心理士によるこころの健康相談を合同で行う相談会です。  
(相談は無料です。)

**日時** 平成22年3月23日(火) 15:00～20:00

**会場** JACK大宮5階 集会室 (さいたま市大宮区錦町682-2)  
(JR大宮駅から徒歩1分)

**対象** 県内在住の方

**予約方法**

埼玉県立精神保健福祉センターの予約直通電話 **TEL 080-3659-1898**

で予約してください。予約なしでも当日相談することができますが、お待ちいただく場合がございますので、予約していただくことをお勧めします。

○予約受付期間 平成22年2月1日(月)～3月22日(月)

○予約受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～13:00

※予約直通電話は平成22年2月1日から使用可能です。

また、平成22年3月23日以降は使用できませんのでご注意ください。